JA住宅ローン とくとくプラン

JA住宅ローン

金利適用期間 2026年10月1日(木)～2026年10月31日(土)

固定変動選択型

10年固定

店頭金利 年5.15%

年2.30%

3年固定 年1.80% 店頭金利 年4.30%

5年固定 年1.90% 店頭金利 年4.65%

15年固定 年2.95% 店頭金利 年5.45%

※15年固定金利プランは取扱総額の制限により選択できない場合があります。

当初固定期間終了後の金利

固定金利(3年・5年・10年)を選択される都度その時点の店頭金利より **年1.4%引き下げ！**

※ご返済の滞りなどが生じている場合には、固定金利を再選択することはできず、本金利プランの適用を受けることができません。

ご注意 表示金利は2026年10月1日(木)時点のもので、金利は毎月見直します(金融情勢等が変動した場合は、期間中であっても、適用金利を見直しさせていただく場合があります)。

●上記の適用金利は、固定・変動金利選択型の当初固定金利期間のみに適用します。●左記「本金利プラン適用条件」を必ずお読みください。●当初固定期間終了後は、15年固定金利を選択することはできません。●別途保証料が必要となります。

「お借入申込時の金利」と「実際にお借入いただく時の金利」のいずれか低い方を適用

●お借入申込時…「借入申込書」のお申込日欄の日付

●実際にお借入いただく時…実際に融資金(貸付金)が交付される日付

ただし、「お借入申込時の金利」を適用する場合の適用期間は、お借入申込日から6ヶ月間とし、それ以降は「実際にお借入いただく時の金利」を適用します。

上記金利に0.1%上乗せで三大疾病保障付住宅ローンに！

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により所定の状態と診断された場合、対象の住宅ローンが全額返済される、もしものときでも「ご家族」と「マイホーム」をお守りする、「心強い味方」となる住宅ローンです。

住宅ローン**お借入期間中**に「死亡」・「後遺障害保障」に加えて

がん / 急性心筋梗塞 / 脳卒中 と**診断**されたら

対象の住宅ローン **残高0円に！**

本金利プラン適用条件

給与振込 または

次のうち**2つ以上の取引**をご利用中の方(新規でご利用いただける方)

①iDeCo ②農産物販売代金振込 ③5大公共料金口座振替1種目以上 ※携帯電話料金を含む

④JAカード ⑤生活ローン(マイカー・教育・カード・フリー・多目的)

⑥JAネットバンク ⑦投資信託

最長50年のご融資が可能

ご融資期間 **最長50年!!**

※借入期間40年超で、新築住宅の建築・購入に限ります。

金融機関で借入中の目的型ローンを住宅ローンとまとめることが可能

最高700万円まで

※ただし、住宅取得資金(借換は住宅部分)に対する借入金額の2分の1以下

JA尾道市公式LINE・Instagram

LINE @612pafiq

おトクな情報、随時お届け!! 登録お願いします!

Instagram @JA_ONOMICHISHI

家具や家電の購入費用も300万円までご融資可能

最高300万円まで

お申込み時にご用意いただくもの 運転免許証／印鑑／所得を証明する書類(源泉徴収票、課税台帳記載事項証明書、確定申告書など)／勤務先を確認できるもの(健康保険証など)が必要となります。なお、その他ご用意いただく書類が必要な場合がございます。

「JA尾道市とのお取引は初めて」というお客様もお気軽にご相談ください。◎ご利用に際しては、組合員加入のため出資が必要となります。

●詳しくはローンセンター、お近くのJA尾道市窓口、またはJA尾道市のホームページでご確認ください。

ローンセンター

☎0848-36-5444

尾道市新浜一丁目10-31

※土日祝日および年末年始は休業となります。

栗原支店	☎0848-23-5306	吉和支店	☎0848-23-5032	尾道東支店	☎0848-46-0811
浦崎支店	☎0848-73-3311	尾道北支店	☎0848-48-0911	御調支店	☎0848-76-1234
向東支店	☎0848-44-0715	向島支店	☎0848-44-2103	因島北支店	☎0845-24-1224
因島南支店	☎0845-22-2530	甲山支店	☎0847-22-0745	世羅支店	☎0847-22-0731
世羅西支店	☎0847-37-2121				

http://www.ja-onomichi.or.jp/ JA尾道市 検索

JA尾道市

2026年10月1日(木)現在

JA住宅ローン 商品概要

商品名	一般型	100%応援型	借換応援型
ご利用いただける方	**●以下の①～⑦すべての条件を満たす方** ※連帯債務者の方にも、原則としてご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 ①JAの組合員または組合員となる資格を有する方。 ②給与所得者は勤続年数1年以上の方、自営業者は営業年数3年以上の方。 ③団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ④広島県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ⑤その他当JAが定める条件を満たしている方。		
	⑥お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満（三大疾病保障付の場合は満18歳以上51歳未満）であり、最終返済時の年齢が満80歳未満の方。なお、最終返済時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定のお子様を連帯債務者とすること(親子リレー返済)によりご利用いただけます。 ⑦前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が原則として150万円以上の方（自営業者の方は過去3か年の各年の所得が150万円以上の方）で、安定した収入の見込まれる方（契約社員・派遣社員・パートの方は除く。）	⑥お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満（三大疾病保障付の場合は満18歳以上51歳未満）であり、最終返済時の年齢が満80歳未満の方。なお、最終返済時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定のお子様を連帯債務者とすること(親子リレー返済)によりご利用いただけます。 ⑦前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が原則として150万円以上の方（自営業者の方は過去3か年の各年の所得が300万円以上の方）で、安定した収入の見込まれる方（契約社員・派遣社員・パートの方は除く。）	⑥お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満（三大疾病保障付の場合は満18歳以上51歳未満）であり、最終返済時の年齢が満80歳未満の方。なお、借換対象の住宅ローンの返済方式が親子リレー返済の場合は、ご本人と同居または同居予定のお子様を連帯債務者とすることにより、ご利用いただけます。 ⑦前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が原則として150万円以上の方（自営業者の方は過去3か年の各年の所得が300万円以上の方）で、安定した収入の見込まれる方（契約社員・派遣社員・パートの方は除く。）
お使いみち	**●ご本人または生計を同一にしているご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。**		
	①住宅の新築・購入（中古住宅、土地付住宅および分譲マンションを含む）。 ②土地の購入（5年以内に新築し、居住する予定があること）。 ③住宅の増改築・改装・補修。 ④他金融機関から借入中の住宅資金の借換（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む）および借換とあわせた増改築・改装・補修。 ⑤上記①～④の借入とあわせた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。） ⑥上記①～⑤に付随して発生する費用。	①住宅の新築・購入（中古住宅、土地付住宅および分譲マンションを含む）。 ②土地の購入（2年以内に新築し、居住する予定があること。）。 ③住宅の増改築・改装・補修。 ④上記①～③の借入とあわせた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。） ⑤上記①～④に付随して発生する費用	①現在、他金融機関から借入中の住宅資金の借換資金および借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入と併せた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」）と借換に伴う諸費用。
お借入金額	**●10万円以上2億円以内（1万円単位）** ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する割合が当JAの定める範囲内であり、原則として自己資金額が所要金額の20%以上であることとします。	**●10万円以上2億円以内（1万円単位）** ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要金額の範囲内とします。	**●10万円以上2億円以内（1万円単位）** ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要金額の範囲内とします。
	おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、700万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅取得資金（借換は住宅部分）に対する借入金額の2分の1以下とします。その他お使いみちによる条件もございます。		
お借入期間	**●3年以上50年以内（1か月単位）** ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換えの場合、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。 なお、その他お使いみちによる条件もございます。	**●3年以上50年以内（1か月単位）** なお、その他お使いみちによる条件もございます。	**●3年以上40年以内（1か月単位）** ただし、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。 なお、その他お使いみちによる条件もございます。
	●おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。		
金利タイプ	**●固定変動選択型** ・お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年・15年）または、変動金利（短プラ変動金利型）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 ・お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭等でお知らせいたします。 ・変動金利（短プラ変動金利型）は、短期プライムレートに連動するJAが定めた「住宅ローンプライムレート」を基準金利とします。 **【金利の見直し】** 固定金利：●お客様が固定選択された期間（3年・5年・10年・15年）中は、お借入金利は変わりません。各期間のお借入金利および返済額は当初のお借入時に確定します。また、固定金利期間中はほかの金利への変更はできません。 ●固定金利期間終了時に、お客様のお申し出により、再度、その時点での固定金利期間（3年・5年・10年 ※15年は選択不可）を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申し出がない場合は、変動金利に切替わります。（固定金利の再選択時には別途手数料が必要となります。） 変動金利：●4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●変動金利期間中であっても、毎月の約定返済日毎に固定金利（3年・5年・10年）へ変更できます。（固定金利への変更時には別途手数料が必要となります。）		
ご返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定額となる方法）もしくは元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とし、以下のいずれかの返済方法をご選択いただけます。 ①毎月返済方式　②ボーナス併用返済方式（毎月返済方式に加え年2回のボーナス月に増額して返済する方式、ボーナス返済による返済元金総額は、お借入金額の40%以内です。）		
担保・保証	●ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします）に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ●広島県農業信用基金協会の所定の審査基準により、建物には時価相当額かつ、原則として全額償還まで火災共済（保険）にご加入のうえ、火災共済（保険）金請求権に第1順位の質権を設定させていただく場合があります。 ●広島県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、広島県農業信用基金協会が特に必要と認めた場合には、連帯保証人（所得合算者・担保提供者など）が必要となります。 ●一括前払いまたは分割払いのいずれかの方法により、保証料をお支払いいただきます。なお、お支払方法により保証料が異なります。 ①一括前払い…ご融資時に一律保証料35,000円と一括前払い保証料（年0.10%、年0.20%、年0.30%のいずれか）をお支払いいただきます。 元利均等返済における お借入額100万円あたりの 一括前払い保証料（概算値） ②分割払い…約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（年0.09%、年0.15%、年0.25%のいずれか）を金利に上乗せしてお支払いいただきます。なお、ご融資時に別途、一律保証料35,000円をお支払いいただきます。 ●保証料率は広島県農業信用基金協会の審査により決定いたします。※借換応援型については、年0.15%または年0.25%となります。		

保証料率	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年
年0.10%	4,436円	6,172円	7,614円	8,786円	9,718円	10,447円	11,007円	11,431円	11,747円
年0.20%	8,871円	12,345円	15,229円	17,572円	19,438円	20,895円	22,016円	22,864円	23,497円
年0.30%	13,307円	18,518円	22,844円	26,359円	29,157円	31,344円	33,024円	34,296円	35,247円

共済・保険

〈 三大疾病保障特約付団体信用生命共済にご加入の場合 〉

(1)死亡・後遺障害保障に加え、次の事項に該当した場合、三大疾病保障付住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、三大疾病保障付住宅ローンが全額返済されます。
[がん] 保障期間中に、初めて所定の悪性新生物（上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。
ただし、保障の開始日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
[急性心筋梗塞] 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
[脳卒中] 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
(2)(1)の事項に該当した場合であっても、三大疾病保障付住宅ローンの返済にかかる約定利息、約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。詳しくは、当JA窓口までお問い合わせください。

【ご加入にあたっての留意事項】
○加入可能な年齢の範囲は、満18歳から50歳までとなります。
○健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。健康状態や全国共済農業協同組合連合会で保有するお客様情報によって、ご加入をお断りする場合もありますので、ご了承ください。
○今までに、悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます）と診断されたことがある場合にはご加入いただくことができません。
○三大疾病保障特約付団体信用生命共済の共済金額を通算して5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。

※上記はあくまでも概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明（要約）」、「団体信用生命共済のしおり」、「申込書ご記入のご案内」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。

その他

●融資実行時に55,000円の融資実行手数料が必要になります。
●繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途JA所定の手数料が必要になります。
●印紙税（書面契約の場合）・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。
なお、電子契約の場合は、印紙税が不要となりますが、JA所定の電子契約サービス手数料が必要となります。
●お申込みに際しては、当JAおよび広島県農業信用基金協会において所定の審査がございます。審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
●各種住宅ローンの詳細につきましては、店頭に「説明書」をご用意しております。　●店頭にて返済額の試算を承っております。

2026年10月1日（木）現在

● 詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。